

取引先企業業務縮小等の影響を受けた中小企業者の皆様へ 県制度融資による資金繰り支援をご案内します

ご利用いただける主な資金の概要・融資条件など

資金名	一般資金	伴走支援型特別資金 ※取扱 令和6年3月31日までに保証申込を受け付けたもの	小口事業資金
ご利用いただける方	本資金の融資を受けることにより経営の安定を図ることができる見通しのある中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの (1) 経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの (2) 経済の変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	原材料高騰等の影響を受けた中小企業者に対し、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や終期力の改善を図る、次のいずれかに該当する中小企業者等 ① 中小企業信用保険法第2条第5項4号又は同項5号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けていること ② (イ) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること (ロ) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること 等 ※詳しくは裏面をご覧ください。	県内に事業所を有し、かつ、事業を営んでいる小規模企業者であって、本制度の融資を受けることにより経営の安定を図ることができる見通しのあるもの ※小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業については5人)以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定めるもの。 ただし、政令特例業種に指定された宿泊業及び娯楽業にあつては、20人以下の事業者。 ※商業とは、卸業、小売業(飲食店を含む)を指します。
融資限度額	8,000万円	1億円	2,000万円
利率	1年以内:1.50% 1年以上:1.90%	1.60%	1年以内:1.85% 1年以上:1.45%
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
償還期間	運転:7年以内(うち据置1年以内) 設備:10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置5年以内)	7年以内(うち据置1年以内)
保証人	原則として法人代表者以外不要	原則として法人代表者以外不要	原則として法人代表者以外不要
担保	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求
保証料	1.59%以下	0.2~1.15%相当	0.50%以下~0.70%
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫		

(注1) 令和5年8月●日現在。

お手続きの流れ

①(セーフティネット保証の場合)市町村に認定の申請
【中小事業者】

②取扱金融機関へ融資の申込み
【中小事業者】

③審査
【金融機関】
【保証協会】

④融資実行
【金融機関】

ご利用にあたってのご注意

- 取扱期間が資金毎に異なりますので、ご確認の上、できるだけお早めに融資の申込みをしてください。
- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課(商工金融班)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階
電話 022-211-2744
URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

		伴走支援型特別資金		
		セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	一般保証
ご利用 いただける方	※コロナによる売上減少を起因とし、令和5年10月1日認定分からは既存制度融資の措換を目的とするものに限定されます。	次の要件に該当し、指定業種に属する事業を行っており、市町村長の認定を受けた中小企業者		次のいずれかの要件に該当する中小企業者
	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	(イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者 (ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者		(イ) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること (ロ) ①最近1か月間の売上高総利益率がいずれかと比較して5%以上減少していること a 前年同月の売上高総利益率 b 直近決算の売上高総利益率 ②直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ③最近1か月間の売上高営業利益率がいずれかと比較して5%以上減少していること a 前年同月の売上高営業利益率 b 直近決算の売上高営業利益率 ④直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
保証料 保証料補助			セーフティネット保証	一般保証
		保証料	年0.85% ※経営者保証免除対応適用の場合年1.05%	年0.45～2.20% ※経営者保証免除対応適用の場合年0.65～2.40%
	保証料補助	国補助	0.65% ※経営者保証免除対応適用の場合0.85%	0.25%～1.05% ※経営者保証免除対応を適用の場合は、0.45%～1.25%
		事業者負担	0.2～1.15%相当額の負担となります	
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までに保証申込を受け付けたもの ※セーフティネット保証4号認定期限:令和5年12月31日(指定期間は3ヶ月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます) セーフティネット保証5号:3ヶ月ごとに指定業種が見直されるため、最新の指定業種は中小企業庁ホームページをご確認下さい。 中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm			

伴走支援型特別資金（セーフティネット保証4号・5号） Q & A

Q 市町村の認定はどのようにして受けることができますか。

A: 認定書の様式や詳しい要件は、各市町村にお問い合わせください。

Q セーフティネット保証4号・5号を利用する場合、保証限度額は別枠になりますか。

セーフティネット保証4号・5号は、一般資金等とは別枠で最大8,000万円までの無
A: 担保保証限度額となります（他に県制度融資「セーフティネット資金」を利用している場合は、合算して8,000万円まで）。

Q 以前借り入れた資金を「伴走支援型特別資金」に借換することはできますか。

県制度融資資金の債務であれば、当該資金への借換ができることとしています。ただし、
A: 80%保証（一般保証・セーフティ5号）から、100%保証（セーフティ4号）への借換は、借入時期など要件により借換することが可能です。詳しくは、金融機関にご相談ください。

Q 最近1か月の売上高とは、いつのものですか。

A: 申請月の前月（申請日までに集計が完了している1ヶ月）が基本となります。
※一般保証の場合は、申請日から遡り3か月間のいずれかの月となります。

Q 売上高の減少は、どのような資料で確認するのですか。

A: 試算表、売上台帳等により、売上高等の減少を確認します。これらの書類の写しを添付してください。

共通のQ&A

Q 個人事業主も対象になりますか。

信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人やご家族等で事業を営んでいる等、個人事業主の方も、県制度融資の対象となります。

Q 認定されれば、融資実行されますか。

A: 認定書は、ご希望どおりの融資実行をお約束するものではありません。金融機関及び信用保証協会による審査を受けることになります。
あらかじめ、金融機関に本資金の利用について、ご相談いただくことをお勧めします。